

感 薬 第 495 号 の 5
令 和 3 年 6 月 17 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部 長	様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について (通知)

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 26 年新潟県条例第 88 号)
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 2 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部 (学科) 関係者に周知願います。

担当：感染症対策・薬務課
薬事指導係
平山

TEL：025-280-5188

FAX：025-280-5641





発 行 新 潟 県

号 外 1

令和3年6月17日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

787 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)

告 示

◎新潟県告示第787号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和3年6月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-[2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル)-N-フェニルプロパンアミド(通称名: β -Hydroxythiofentanyl)及びその塩類
- (2) メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノート(通称名: 4F-MDMB-BICA、4F-MDMB-BUTICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年6月18日